

燃えるごみ専用袋の福祉加算の拡充について（報告）

令和5年5月17日
市民部 環境整備室

1. 福祉加算拡充を実施する経過

燃えるごみ専用袋は、世帯人数に応じて一定量を無料配布していますが、「紙おむつを常時使用する家庭は、ごみ減量に努めても有料のごみ袋を購入せざるを得ない」との市民意見により、平成18年10月から「紙おむつ」を常時使用する高齢者や障害者を対象に、燃えるごみ専用袋100枚を無料で追加配布しています。

令和4年4月に「在宅医療に係る廃棄物が多量で、無料配布分では到底賄えない」との市民意見があり、同年6月議会では在宅医療を実施するかたへの福祉加算の拡充について一般質問がありました。これらを契機に、福祉加算の対象者について検討を重ねた結果、本年6月から対象を拡充することとしました。

2. 拡充を行う対象とその要件

【選定基準】

- ・在宅医療等の利用により年間のごみ排出量が1,200Lのおおよそ半分を超える種別
- ・在宅医療や失禁対策のため常時使用することで、当該廃棄物が発生する種別

【検討結果】

- ・上記選定基準から以下の表のとおり、拡充することを決定しました

既存/新規	種別	要件	配布枚数※
既存 ※要件変更	紙おむつ	①65歳以上のかた 【変更なし】	100枚
		②65歳未満のかた 【変更あり】 (変更前) 身体障害者手帳1、2級所持者 (変更後) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳のいずれかの所持者	
新規	在宅腹膜透析	実施が確認できるかた ※実施を証明できる書類を添付	110枚
新規	在宅中心静脈栄養法	実施が確認できるかた ※実施を証明できる書類を添付	80枚
新規	在宅成分栄養経管栄養法	実施が確認できるかた ※実施を証明できる書類を添付	50枚
新規	リハビリパンツ	①65歳以上のかた	30枚
		②65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳のいずれかの所持者	

※配布枚数は基準となる枚数のため、申請時期に応じて変動します

3. 継続にかかる申請手続きの省略

これまで燃えるごみ専用袋の福祉加算は毎年申請が必要でしたが、新規に申請をされるかたを除き、今後は申請手続きを不要とします。（ただし、3年ごとに要件確認を実施します）

従って、令和4年度に給付対象であった方は、令和5年度は申請手続きをすることなく8月中に引換券が送付されます。